

3 建設業許可取得のために必要な資格一覧

許可業種及び業種コード			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
根拠法令 (証明書等)	資格名	等級	資格 コード	土木 一式	建築 一式	大工	左官	とび・ 土工	石	屋根	電気 管	タイ ル	鋼構 造物	鉄筋 舗装	舗装 しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装 仕上	機械 器具	熱 絶縁	電気 通信	造園	さく 井	建具	水道 施設	消防 施設	清掃 施設	解体			
電気工事士法 (免状)	電気工事士	1種	55								○																						
		2種	56								○	*2																					
電気事業法 (免状)	電気主任技術者	1種～3種	58								○	*3																					
電気通信事業法 (免状)	電気通信主任技術者	伝送交換・線路	59																					○	*3								
電気通信事業法 (資格者証)	工事担任者	第1級アナログ通信 第1級デジタル通信 総合通信	35																					○	*10								
水道法 (免状)	給水装置工事主任技術者		65								○	*4																					
消防法 (免状)	消防設備士	甲種	68																											○			
		乙種	69																											○			
職業能力 開発促進法 <旧職業訓練 法> (技能検 定合格証書) *5	建築大工		71			○																											
	型枠施工		64			○		○																									
	左官		72				○																										
	とび・とび工		57					○																								○	
	コンクリート圧送施工		73					○																									
	ウェルポイント施工		66					○																									
	石工・石材施工・石積み		80						○																								
	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作 業」・板金工「建築板金作業」*9		84							○									○														
	板金(工)・打出し板金		85																○														
	かわらぶき・スレート施工		86							○																							
	工場板金		83																○														
	建築板金(ダクト板金作業)		70							○		○							○														
	空調設備配管・ 冷凍空調設備機器施工		74									○																					
	給排水衛生設備配管		75									○																					
	配管(工)(建築配管作業)		76									○																					
	タイル張り(工)		77										○																				
	築炉(工)・れんが積み		78										○																				
	ブロック建築(工)・ コンクリート積みブロック施工		79						○				○																				
	鉄工(製缶作業)・ 鉄工(構造物鉄工作業)・製かん		81											○																			
	鉄筋組立・鉄筋施工(鉄筋施工固作成作業) +(鉄筋組み立て作業)<両方が必要>		82												○																		
	ガラス施工		87																○														
	塗装(工)*11・木工塗装(工)		88																	○													
	建築塗装(工)		89																		○												
	金属塗装(工)		90																		○												
	噴霧塗装		91																		○												
	路面標示施工		67																		○												
	防水施工		97																			○											
	量製作・量工		92																				○										
内装仕上施工・カーテン施工・天井仕上施工・ 床仕上施工・表装・表具(工)		93																				○											
熱絶縁施工		94																					○										
造園		96																						○									
さく井		98																								○							
建具製作・建具工・木工(建具製作作業)・ カーテンウォール施工・サッシ施工		95																									○						
その他 (試験)	登録解体工事試験(解体工事施工士)		60																													○	
その他 (免状)	基礎ぐい試験(基礎施工士)		40					○																									
	地すべり防止工事事		61					○	*4																		○	*4					
	建築設備士		62								○	*4																					
	計装士	1級	63								○	*4																					
その他 (講習修了証)	登録幹技能者		36			○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8	○	*8

※今回の変更箇所を赤字で表示しています。

凡例:

● 指定建設業(網掛け部分)でも特定許可を取得できる

◎ 特定許可も取得できる

○ 一般許可が取得できる(指定建設業以外は指導監督的実務経験があれば特定可)

3 建設業許可取得のために必要な資格一覧

- *1 技術士の場合、各部門に関する「総合技術監理」部門でも同様に取り扱います。
- 2 第2種電気工事士の場合、資格取得後3年間の実務経験が必要です(実務経験証明書の添付が必要)。
- 3 電気主任技術者の場合、資格取得後5年間(電気通信主任技術者も同様)の実務経験が必要です(〃)。
- 4 給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備士、1級計装士の場合、資格取得後1年間の実務経験が必要です(〃)。
- 5 職業能力開発促進法による技能検定のうち「2級」資格取得後3年間(平成15年度以前の合格の場合には1年)の実務経験が必要です(〃)。
- 6 平成27年度までの合格者については、解体工事について資格取得後1年以上の実務経験を有する、又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- 7 当面、解体工事について資格取得後1年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要です。
- 8 受講した登録基幹技能者講習の種類によって、要件を満たす者と認められる建設業の種類は異なります。また、登録基幹技能者講習修了証の表面に「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載があることが必要です
- 9 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- 10 令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。また、資格者証交付後3年間の実務経験が必要です。
- 11 昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- 12 合格後3年間の実務経験が必要です(実務経験証明書の添付が必要)。
- 13 合格後5年間の実務経験が必要です(実務経験証明書の添付が必要)。